

標準処理期間の未設定理由

番号 12

処 分 名	市の権限に係る史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可
根 拠 法 令 名	文化財保護法
条 項	第125号第1項
所 管 課	文化財課
【標準処理期間を未設定とした理由】 事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間を設定することが困難	